

公益財団法人せたがや文化財団情報公開規則

平成 26 年 5 月 1 日
せ文財規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程（平成 15 年 4 月 1 日せ文財規程第 13 号。以下「規程」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

(情報開示請求書等)

第 3 条 規程第 6 条第 1 項の規定に基づき開示の請求をしようとするものは、情報開示請求書（第 1 号様式）又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

(情報開示決定通知書等)

第 4 条 条例第 10 条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第 10 条第 1 項の規定により情報の全部を開示する旨の決定をした場合	情報開示決定通知書（第 2 号様式）
2 規程第 10 条第 1 項の規定により情報の一部を開示する旨の決定をした場合	情報一部開示決定通知書（第 3 号様式）
3 規程第 10 条第 2 項の規定により情報の全部を開示しない旨の決定（規程第 8 条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	情報非開示決定通知書（第 4 号様式）

(情報開示決定等期間延長通知書等)

第 5 条 規程第 11 条第 2 項又は第 3 項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第 11 条第 2 項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間延長通知書（第 5 号様式）
2 規程第 11 条第 3 項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間特例延長通知書（第 6 号様式）

(苦情の申出に関する回答書)

第6条 規程第13条第2項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる回答書とする。

規程第13条第2項の規定により苦情申出についての回答をする場合	苦情の申出に関する回答書 (第7号様式)
---------------------------------	-------------------------

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 規程第12条第1項の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープに記録されたものを除く。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる。

2 電磁的記録媒体がビデオテープ及び録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴又はビデオテープ及び録音テープに複製したものの交付により行う。

(情報の取扱い等)

第8条 情報の開示(写しの交付を除く。次項において同じ。)を受けるものは、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、抜取り等をしてはならない。

2 前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対しては、情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

(情報の写しの交付)

第9条 情報の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

情報開示決定通知書

様

公益財団法人せたがや文化財団
理事長 永井 多恵子

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

情報の件名又は内容	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
開示の日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
開示の場所	

- 備考 1 当日は、この通知を持参願います。
2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめご連絡願います。
(連絡先)

一部開示決定通知書

様

公益財団法人せたがや文化財団
理事長 永井 多恵子

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の一部を開示することに決定したので通知します。

情報の件名又は内容	
開示できない部分及び理由	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
開示の日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
開示の場所	

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当財団に対して苦情の申出ができます。

備考 1 当日は、この通知を持参願います。

2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめご連絡願います。

(連絡先)

非 開 示 決 定 通 知 書

_____様

公益財団法人せたがや文化財団
理 事 長 永井 多恵子

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程第10条第2項の規定に基づき、次のとおり非開示とすることに決定したので通知します。

情報の件名又は内容	
非開示とする理由	公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程第7条第1項 号に該当

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当団体に対して苦情の申出ができます。

(連絡先)

情報開示決定期間延長通知書

_____様

公益財団法人せたがや文化財団
 理事長 永井 多恵子

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

情報の件名又は内容	
情報公開規程11条第1項の規定による決定期限	
延長の理由	
延長後の期限	平成 年 月 日 ()

(連絡先)

情報開示決定等期間特例延長通知書

様

公益財団法人せたがや文化財団
理事長 永井 多恵子

平成 年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人せたがや文化財団情報公開規程第11条第3項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

情報の件名又は内容	
情報公開規程11条第1項の規定による決定期限	平成 年 月 日 ()
開示請求に係る情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	平成 年 月 日 ()
上記の期限内に開示決定等をする部分	
残りの情報について開示決定等をする期限	平成 年 月 日 ()
情報公開規程11条第3項を適用する理由	

(連絡先)

苦情の申出に関する回答書

_____様

公益財団法人せたがや文化財団
理事長 永井 多恵子

一部開示決定通知書、非開示決定通知書に対する苦情の申出について、公益財団法人せたがや文化財団
情報公開規程第13条第2項の規定に基づき、次のとおり回答します。

なお、本件に関する再度の苦情の申出につきましては、受け付けいたしませんのでご承知願います。

情報の件名又は内容	
苦情申出の内容	
苦情申出についての回答 <input type="checkbox"/> 当団体で再度検討 <input type="checkbox"/> 世田谷区長の助言	

(連絡先)